

お客さま 各位

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素より、高岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、政府・産業界・金融界が取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、下記のとおり実施いたしますのでご案内いたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始

2025年(令和7年)5月1日(木)より、小切手に代わる払戻方法として、当金庫所定の払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱を開始いたします。

なお、払戻請求書の取扱開始日以降もお手持ちの小切手用紙は、引続きご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

2025年(令和7年)9月30日(火)をもちまして、2027年(令和9年)4月以降を期日とする手形等(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む)の代金取立の受付を終了いたします。

3. 手形・小切手帳発行終了

2026年(令和8年)3月31日(火)をもちまして、約束手形帳・為替手形帳・小切手帳・自己宛小切手(保証小切手)の発行依頼の受付を終了いたします。

また、署名艦印刷サービスの受付も終了いたします。

【手形・小切手に代わる資金決済サービスのご案内】

● 手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済方法として「でんさいサービス(電子記録債権サービス)」のご利用を推奨しております。

● 小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済方法として「法人インターネットバンキングサービス」の利用を推奨しております。

詳しくは店頭でご確認ください。

以上